

平成30年度北海道消費生活審議会

第3回北海道消費生活条例 見直し検討部会

議事録

日時：平成31年3月15日（金）13:30～14:00

場所：北海道立消費生活センター　くらしの教室

平成 30 年度北海道消費生活審議会
第 3 回北海道消費生活条例見直し検討部会議事録

日時：平成 31 年 3 月 15 日（金）13:30～14:00

会場：北海道立消費生活センター ぐらしの教室

1 開会

2 議事

北海道消費生活条例見直し検討部会報告書（案）について

- | | |
|-------|---|
| 鎌田部会長 | ○ それでは、議事に入らせていただきます。
まず、議事の「北海道消費生活条例見直し検討部会報告書（案）について」、事務局から説明をお願いいたします。 |
| 蝦名主幹 | ○ では、資料について、御説明申し上げます。
【資料 1-1、資料 1-2 により説明】 |
| 鎌田部会長 | ○ ただ今の説明につきまして、何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。 |
| 畠山委員 | ○ 最後の確認になるかと思うのですが、今日いただきました概要（案）の中で意見等のところがありますけれども、（1）（2）までは私ども部会の中で、意見として発信させていただいたところですが、この意見等という部分につきましては今後、道庁の方で検討して下さるということになるかと思うのですが、このように書かれてあるということは、かなり実現性が高いものであるというふうに理解してよろしいのでしょうか。 |
| 蝦名主幹 | ○ 実現性ですが、この内容に沿った項目として実現をするかについては、これからいただいた意見を踏まえて、関係する部署と協議をしながら成案化を目指していくこととなります。従いまして、この部会の報告の概要として挙げたことをベースに、今後、来月以降行われる審議会の中で、答申案として盛り込まれた内容が、その後私どもが進めて行くことになる項目となりますので、その中で基本的には具体化していくと認識していただければと思います。 |
| 畠山委員 | ○ ありがとうございます。それで大分安心いたしました。
例えばですね、靈感商法のことですけれども、似たような規則もあるのですが、やはり具体的に言葉を使った方がわかりやすいか |

なと思っていましたので、また重ねて申し上げたいなというふうに思います。それから、消費者の後見等を理由とする解除条項の部分で、現行の規則の表現の文言では、おそらくそこが消費者の後見等を理由とする解除条項に当たるというふうに理解するのが、困難かなというふうに思いましたので、ここも注意を払っていただければなというふうに思います。あと、消費者被害救済に係る訴訟の援助についてのところですけども、要綱のようなものを作られるということも検討したいと前回おっしゃっていましたが、要綱ということになると、具体的にどのような内容になりますでしょうか。他都府県にあるというふうにお聞きしていますが、そこはちょっと調べてこなかったものですから。

蝦名主幹

○ 基本的にはこのような先進的な他都府県の要綱の事例がありますので、この要綱事例を私ども北海道に当てはめたときにどのような形になっていくかを今後検討していくこととなります。なお、他都府県の条例の中では費用についての上限が定められていますので、例えば裁判に必要な費用がいったいどのぐらいかかるのかなどの調査等を踏まえて、個別具体の要綱の建て付けを作っていかなければならないと考えております。

畠山委員

○ それからもう1点なのですが、LPガス料金の開示の部分なのですが、これは基準の問題になるかと思うのですが、既に資源エネルギー庁でガイドラインを出していますよね。それで道としましては、国の方でガイドラインを出しているのであれば、重ねて道庁の方で基準を作るといふことにはならないということになるわけですか。

蝦名主幹

○ はい。

畠山委員

○ わかりました。過去にクリーニング料金や美容料金の基準を作って、両方とも店頭表示がされるようになりまして、私ども消費者としては、大変お店に入りやすくなり、サービスの注文をしやすくなったということがあるものですから。そうするとガス料金もどうなのかなと思ったのですが、やはり資源エネルギー庁でガイドラインがあるということで、道庁はそこまで踏み込む必要は、今回はないということになるわけですか。

蝦名主幹

○ 資源エネルギー庁が策定したガイドラインが、今まさに動き始めてまして、今畠山委員からお話のあった、店頭で表示をする、もしくは

ホームページで料金体系についてお知らせをすることが、その中に盛り込まれたところでした。

今、その状況がどうなっているのかを、液化石油ガスの立入検査の中で、これまでは保安の部分での立入検査でしたが、それに加えて、立入検査に行った際にガイドラインに示された内容について、どのように確認をするのかをマニュアルで示して、それに基づいて保安検査部署が対応することとなっておりますので、その状況等を見ながら、私どもも状況に応じて懇談会の席上での発言などにつなげていければと思っております。

畠山委員 ○ わかりました。具体的な話を聞いて安心いたしました。ありがとうございます。

鈴木委員 ○ まず部会の今回の報告書案を取りまとめていただいて大変ありがとうございます。前回の報告書（案）に比べて、かなり突っ込んだ内容、また具体的な内容を表等も入れていただきまして、非常にわかりやすい内容になっているのかなと思います。事務局の方で大変だったと思いますけども、大変ありがとうございます。

内容に関しては特段、私の方で付け加えることはございません。これを答申させていただいた上で、親会である審議会の方で答申結果が形になった上で、次年度以降、実現に向けて、道庁の関係部署と調整していただいて、ぜひ実現していただければなと思います。以上です。

鎌田部会長 ○ 曾野会長、お願いいたします。

曾野会長 ○ 報告書（案）の取りまとめ、誠にありがとうございました。私も全体的にこの内容に、異論があるわけではないのですが、若干の文言といいますか、表現ぶりの修正をお願いできないかなというところがありますので、何点か申し上げたいと思います。

資料の1-2の方ですけれども、3ページの上から4行目に四角があってチェックがある部分がありますけれども、その段落なのですが、「条例で禁止する行為に関わる具体的な項目は施行規則で定められていますが、改正された法令に鑑みると、施行規則により禁止する項目の方が限定的であるとの誤解を生じさせる懸念があります。」という表現になっています。ここを読みますと、実際には限定的じゃないのだけれども、誤解を生じさせる懸念があるとかそういう意味内容かと思うのですが、確かにそういった場面もあると思うのですが、それだけじゃなくて実際に施行規則の方が限定的な部分もあると

思いますので、限定的な項目もあるし限定的であると誤解を生じさせる懸念のある項目もあるというふうに併記した形の方が正確ではないかなというふうに思います。具体的に申し上げますと、今の段落に続く二つの段落がありますが、その下の方の段落の「また、」から始まる部分では、これは先ほど畠山委員からも御指摘があったところですが、「事業者が自分の責任を自ら決める条項」及び「消費者の後見等を理由とする解除条項」を無効とする条項が消費者契約法に設けられたわけですけれども、これは施行規則の一般条項でも対応しようと思えばできる話ですが、消費者契約法自体がもともと一般条項で対応可能だったものを特に具体的に規定をした。そういった経緯を考えますと、消費者契約法の方では、一般条項だけでは実際には規制されていないという誤解がありうるという趣旨だと思います。これら二つの「事業者が自分の責任を自ら決める条項」と「消費者の後見等を理由とする解除条項」につきましては、施行規則も、誤解を生じさせないように具体的な規定を置くべきといった種類の問題だと思うのです。ただ、その上の段落で「施行規則別表4の(11)、(12)」とありまして、施行規則別表4の(11)、(12)では契約締結前に商品の送付や供給を行うことは禁止されていて、しかも、それは住居等で行うことが禁止されているという規定になっているのですけれども、消費者契約法の今回の改正では、まず、その住居等というその行為が行われる場所の限定が外されていますので、これは明らかに施行規則が狭いだろうというふうに思われるのと、施行規則では商品の送付や供給を行うことが禁止されていますけれども、消費者契約法はそれよりも少し広くて、送付や供給の準備に当たるような行為も禁止しているわけですから、ここについては、施行規則の方がやっぱり狭いのだろうというふうに思うのです。だから、その点を正確に表すためには、その上の最初の段落の3行のところですが、限定的であるとの誤解を生じさせる懸念のある項目だけじゃなくて、実際に限定的な項目もあるのだということを書いたほうがよいではないかというふうには思いましたので、御検討いただければと思います。

それと、あとは細かなことですが、資料1-2の6ページですが、下の現行条例の見直しについての調査審議結果の段落ですが、4行目ですね、「行為の規制について、その条項の規定に「改正」や「追加」をするもの、あるいは条項を「新設」するものはなく、」ということになっていますけれども、ここはおそらく趣旨としては、今回審議した結果、改正や追加すべきだと思われるものはない。あるいは規定を新設すべきものはないという趣旨だと思うのですが、「するもの」という表現では、そこは伝わらないような気がしますので、「追加をすべきもの」、また次の行ですと「新設すべきもの」はない

と表現した方が適切ではないかなと思いますので御検討いただければと思います。

また、資料 1-1 の方になりますけども、上半分の 1. 調査審議結果等の中の (2) 調査審議結果の最初の矢印の中なのですが、これは先ほど 1-2 で申し上げたことと同じですけども、条項の新設等を「するものはない」というのは、やはり「すべきものはない」のではないかなというふうに思いますのと、この文章自体がちょっと何か言葉が抜けているのかなという気がしますので、「現行条例の趣旨や消費者と事業者との関係性のほか、行為の規制について、その条項の規定に「改正」「追加」、条項の「新設」をするものはない」と、「追加」の後に「、」を入れるなど、少しここの表現を考えていただければと思います。以上です。

鎌田部会長 ○ ありがとうございます。

3 その他

鎌田部会長 ○ 議題はここまでとなりますけれども、そのほかお気づきの点等ございませんでしょうか。

(意見なし)

鎌田部会長 ○ それでは、ただ今の御審議を受け、事務局案を一部修正することといたしますが、細かい文言につきましては、部会長に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(意見なし)

鎌田部会長 ○ それでは予定の時間となりましたので、本日の部会はここまでといたします。スムーズな進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

4 閉会

蝦名主幹 ○ 鎌田部会長、ありがとうございます。

今後のスケジュールについてでございますが、先に御案内をさせていただいたとおり来月、4月3日水曜日に消費生活審議会の開催を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、以上をもちまして、第3回北海道消費生活条例見直し検

討部会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。